

財団法人 日本水泳連盟
公認 基礎水泳指導員規則

財団法人 日本水泳連盟

第一章 総 則

第1条（目的）

この規則は、財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が国民の生涯スポーツとしての水泳の普及と発展に努め、水の事故防止に寄与する基礎水泳指導員に関する講習、検定についての基準を定めるとともに、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条（指導員の資格）

この規則に定める基礎水泳指導員検定試験（以下「検定試験」という。）に合格・登録することにより、本連盟会長から資格が授与される。

- 2 本資格は、財団法人日本体育協会（以下「（財）日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく資格（「水泳指導員」・「水泳コーチ」）の専門科目に相当するものとして認定し、同科目の新規受講・受験は免除される。

第3条（指導員の資質）

基礎水泳指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、水泳指導の知識及び技能の向上に努めなければならない。

第4条（指導員の任務）

本連盟もしくは本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）あるいは、公共団体もしくはその機関等が主催又は主管する水泳事業に協力するとともに、スポーツクラブやスポーツ教室等において基礎的指導に当たるほか、指導員やコーチを補佐し、適切な水泳指導に当たることができる。

第二章 講習および検定試験

第5条（講習・検定試験の科目及び内容）

講習及び検定試験は、本連盟の定めた科目及び内容に基づき、別表1、2、3に定める。

第6条（受講・受験の資格）

受講・受験の資格は、検定試験当日満18歳以上の者。

ただし、高等学校（専門学校を含む。）最終学年における17歳の者も特例として認める。なお、登録は満18歳に至るまで保留する。

第7条（講習、検定試験の発表）

講習・検定試験の日程等については、本連盟の承認を得て、加盟団体の年度行事又は事業計画と併せて発表する。

第8条（講習・検定試験の実施）

講習・検定試験は本連盟もしくは加盟団体が設置する指導員講習・検定試験実施委員会（以下「検定委員会」という。）が実施する。

第9条（受講・受験の出願・検定試験の免除）

基礎水泳指導員の講習・検定試験を受講・受験しようとする者は、当該検定委員会の指示に従って手続を行う。

2 講習・検定試験の免除については、別に定める。

第10条（受講・受験の許可）

受講・受験の許可は、当該検定委員会が決定する。講習・受験を許可された者は、所定の手続きを行わなければならない。

第11条（講習会の履修及び検定試験の合否判定基準）

講習会の履修については、講習会に全て出席受講するものとし、検定試験の合否判定基準は、別表4に定める。

第12条（受講・検定の費用）

本連盟の定めによる。ただし、加盟団体の事情により変更される場合がある。

第三章 検 定 委 員 会

第13条（検定委員の委嘱）

検定委員は、各加盟団体ごとに本連盟が委嘱し、任期は2年とする。

第14条（検定委員会の任務）

検定委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 講習・検定試験の企画・運営・合否の判定及び合格通知書の発送等に関する事項。
- (2) 講習・検定試験等の実施報告書の提出。提出期限は、実施後2ヵ月以内とする。

第四章 登 録

第15条（登録申請）

合格者は、加盟団体の指示に従って登録申請を行う。

第16条（資格証の交付）

登録された者には、本連盟会長から資格証が加盟団体を通じて交付される。

第17条（資格の有効期限）

有効期限は、登録年度を含め4年間とし、4年目の3月31日までとする。

第18条（登録の更新及びその要件）

登録の更新は、4年毎に資格証に記載されている加盟団体へ申請して行う。ただし、4年間の有効期限内に1回以上、本連盟が定める義務研修を受けなければならない。

第19条（資格証記載事項の変更）

資格証記載事項に変更がある場合は、所定の様式により、速やかに登録加盟団体を通して、本連盟に届け出なければならない。

なお、住所変更により登録加盟団体を変更する場合は、現・新、両方の加盟団体に届け出なければならない。

第20条（登録料等）

登録料、更新登録料及び資格証再交付手数料等は、別に定める。

第21条（資格の喪失）

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録が抹消される。

- (1) 登録後、検定試験等における不正が判明した場合。
- (2) 登録の更新申請を怠った場合。
- (3) 指導員としての名誉を傷つけた場合。
- (4) 資格証記載事項変更届け出を登録の有効期限内に提出しなかった場合。
- (5) その他本連盟及び加盟団体の規定等に違反し、指導員としてあるまじき言動があった場合。

附 則

1. 公認水泳指導員専門科目合格者の内、基礎水泳指導員への登録を希望する者にあつては、本規則第四章の規定に基づき登録することができる。
2. 規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表1（学科の科目及び内容）

試験問題は本連盟編著「水泳指導教本」及び当該検定委員会の指定する資料から出題する。

試験時間は、出題者により増加することも認める。

検定試験時間は、講習時間外とする。

科目名	主な内容	集合講習	家庭学習	合計	検定試験
水泳の特性・歴史	水泳の意義・特性・歴史	1時間	2時間	3時間	2.5 時間
水泳技術の構造	水泳の技術（運動原理、ストロークなど）	2	0	2	
水泳指導法の基本	水泳と指導者、年齢別指導法、対象に応じた指導	2	1	3	
水泳の管理と安全対策	水泳事故、保健、応急手当	1	3	4	
競泳競技規則と審判法	競泳競技規則、審判法	1	0	1	
合計	5科目	7時間	6時間	13時間	

註1. 家庭学習については、レポートの提出とする。

註2. ゴーグルの使用は、横泳ぎを除き認める。

別表2（実技の種目及び内容）

実技試験は、各受験者に対し3名以上の検定委員によって行う。

実技試験は、検定委員が特に命じた場合のほかは試験のやり直しをしない。

検定試験時間は、講習時間外とする。

講習種目	講習内容	集合講習	家庭学習	合計
基礎及び実践技術	各種泳法（4泳法13時間、 潜行2時間） 個人メドレー（100m）	15時間	0時間	15時間
日本泳法（横泳ぎ）	横泳ぎを習得する	3	0	3
個人・集団の指導実習	個人の指導・集団の指導	3	2	5
現場における心肺蘇生法	心肺蘇生法	4	0	4
合計	4科目	25時間	2時間	27時間

学科・実技	合計	9科目	32時間	8時間	40時間
-------	----	-----	------	-----	------

別表3（面接の方法および内容）

面接は個人面接方式もしくは集団面接方式とし、受験者ごとに2名以上の検定委員が、下記の要領により、これに当たる。

人物に対する事	水泳に関する事項	評価
態度 言語 品性 教養 健康	熱意 研究心 資格取得の目的 水泳指導の基本的考え方 心身の健康状態	それぞれの項目に対し、充分発言を聴取し、総合的に判定する。 A・B —— 合格 C —— 不合格

別表4（合否判定基準）

合否判定基準は、次の通りとする。

学科	各科目毎に100点法で評価し、60点以上を合格とする。
実技	各種目毎に次表に基づいて判定する。100点法で評価し、60点以上を合格とする。

種目別	内 容
100m 個人 メドレー	<p>1.制限タイムで泳ぐこと。 男子:1分40:00秒以内、女子:1分50:00秒以内(いずれも35歳まで)</p> <p>2.模範となる泳ぎであること。</p> <p>3.競泳競技規則に違反しないこと。また、次の場合は不合格とする。 (1)競泳競技規則違反とまでは言えないが、まぎらわしい泳ぎ。 (2)バタフライでドルフィンキック以外のキックをした場合。 (3)自由形をクロール泳法以外で泳いだとき。</p>
横泳ぎ	<p>1.20mを12あおり以内(出発は、壁・水底を蹴らないで仰向け浮きから)で泳ぐ。</p> <p>2.次の場合は不合格とする。 (1)横体が崩れた場合(45°以上傾いた場合) (2)顔が完全に水没した場合。 (3)逆あおり、カエル足を使用した場合。 (4)手が常に水上に出る場合。(さき手はかいてもよい) (5)スカーリングを使用した場合。</p>
潜 行	<p>1.平浮きの姿勢から潜入し、男子20m、女子15mを完全に潜行する。</p> <p>2.水中の泳形は自由。</p>
心肺 蘇生法	<p>1.心臓マッサージを含む心肺蘇生法。心臓マッサージ15回、人工呼吸2回を1サイクルとし、5～6サイクル行う。</p> <p>2.手順を間違えた場合は、不合格とする。ただし、本人が気づき、手順を正した場合は可とする。判定用紙の使用(手順判定)</p> <p>3.2分30秒で行う。</p> <p>4.間違いの申し出があった場合は、始めから実施できる。</p>

註1. 100m 個人メドレーの基本制限タイムは35歳まで。36歳から1歳につき1秒加算する。

註2. 採点 60点以上が合格 = 59点以下不合格 = ×とし、各種目1つでも×があれば不合格とする。

註3. 身体に障害を持った受験者に対する判定に当たっては、その障害が本人の不利にならないように配慮すること。

註4. 個人の指導、集団の指導は講習内で行い、検定は行わない。